

ソニー株式会社 代表執行役

吉田 憲一郎 殿

電機連合 ソニー労働組合

中央執行委員長 小宮 基典

## 年金制度改定に関する抗議書

貴社は昨年9月19日に、当労組に対して企業年金制度の改定を提案してきました。

現行の確定給付型年金制度から今年10月に確定拠出型年金制度へ完全移行したいとのことで、提案内容の確認のために3回の事務折衝を行い、団体交渉に必要な資料の提出を要求しました。資料提示や団交開催をめぐって事前折衝を行っているなかで、貴社は昨年12月17日、対象となる社員に対して「年金制度の改定について」と称する通知を行いました。

通知には、「多数派組合であるソニー中央労働組合（SCU）と合意に至りましたので」との記述ありましたが、当労組に関しては一言も触れていませんでした。

当労組は1956年2月20日に結成し、この2月で結成63年を迎えました。1961年の分裂以降、残念ながら少数派第一組合として活動していますが、ソニーで働く全ての仲間の利益を視野に原則的な労働運動に取り組んできたと自負しております。

長い歴史のなかで貴社と締結した労使協定があり、最近では2015年の人事制度をめぐる問題で合意に至らないなかでも、社員宛て通知には「ソニー労働組合とは協議中」と添えていました。今回のような当労組に一言も触れず、存在を無視するような通知は極めて異例です。

多数派組合と合意したという記載だけで当組合との交渉経過について一切触れず署名を開始することは、当組合が取るに足らないと言うことを労働者に知らしめるものです。

当組合はこの行為を、一方の労働組合との合意のみを告知し使用者の中立保持義務に反して当労組の弱体化をもたらす不当労働行為（労組法第7条第3号・支配介入）として、また、団体交渉に必要な補填金資料を当組合に提出しなかったことを、誠実な団体交渉を行おうとしない不当労働行為（労組法第7条第2号・不誠実団交）として抗議します。

以上の理由より貴社に対し以下を要求します。

### 記

1. 当労組との交渉の結論が出るまでは、確定拠出型年金への完全移行に関する一切の手続を凍結すること。

以上